

## 1 最低賃金はすべての労働者に適用されます。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度であり、最低賃金には地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の2種類があります。

最低賃金は、事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどのすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

最低賃金の減額の特例を受けられる労働者は、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方  
試の使用期間中の方  
基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方  
軽易な業務に従事する方  
断続的労働に従事する方

となっています。

最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、最低賃金の減額の特例許可申請書（所定様式）2通を作成し、所轄の労働基準監督署長を經由して都道府県労働局長に提出してください。

派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されますので、派遣先事業場に適用される最低賃金を把握しておく必要があります。

## 2 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
- 所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
- 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

**労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。**

## 3 最低賃金額以上か確認する方法

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうかを調べるには、上記2に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

時間給の場合

時間給 最低賃金額（時間額）

日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額（時間額）

、 以外（週給、月給）の場合

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額（時間額）と比較します。

月給制の場合の  
換算方法の例

高知県で働く労働者Aさんは

〔 年間所定労働日数255日  
月給額175,000円  
所定労働時間は毎日8時間 〕 で働いています。

高知県最低賃金は **1,023**円（時間額）です。

1. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

月給額 × 12か月

最低賃金額（時間額）

年間総所定労働時間

2. Aさんの場合、1. の計算式に当てはめると

月給額175,000円 × 12か月

= 1,029円41銭 > 1,023円

年間総所定労働時間（255日 × 8時間）

したがって、上記計算方式で算出した月給の時間額への換算額（1,029円41銭）が、高知県最低賃金時間額（1,023円）を上回っていますので、この場合は、最低賃金を満たしていることになります。

## 4 適用除外について（特定最賃の場合）

「雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの」については、技能養成の内容及び実施期間が明確で、かつ計画性をもち、実施担当者又は責任者が定められていること等一定の要件を具備している技能養成の対象者に限ること。

「清掃又は片付けの業務に従事する者」及び「手作業により又は手工具若しくは操作の容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め又は部品そ入の業務に従事する者。ただし、部品そ入については、基幹的業務になっているものを除く。」については、この業務に従事する時間が当該労働者の月間総労働時間の半分以上を占めているものをいうこと。